

○特定任意高齢者講習実施要領の制定について

(平成14年7月5日例規運教第44号)

この度、特定任意高齢者講習の実施に関する規程（平成14年県公委規程第9号）が制定されたことに伴い、特定任意高齢者講習の実施要領を下記のとおり定めたので通達する。

記

第1 趣旨

この要領は、特定任意高齢者講習の実施に関する規程（以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、特定任意高齢者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項の規定による講習のうち運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第1条に規定する基準に適合するものをいう。以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 講習実施機関

講習は、公安委員会又は講習受託機関（公安委員会から講習の委託を受けた自動車教習所等をいう。以下同じ。）（以下これらを「実施機関」という。）において実施するものとする。

第3 講習日

講習日の設定に当たっては、実施機関において、受講者から受講の申請があった場合に講習が実施できるよう調整し、受講者の利便に可能な限り配慮して実施するものとする。

第4 講習の申込み

受講者は、受講を希望する実施機関に電話等により予約申込みを行うものとする。

第5 講習内容等

1 講習指導案の作成

講習は、特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表）に準拠し、静岡県の実態に即した実質的効果が上がるような内容の講習指導案を作成して実施するものとする。

2 講習の受付

受付に当たっては、講習通知書、運転免許証、法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード等により受講者であること、及び受講意思の確認を行うとともに、特定任意高齢者講習受講申請書（別記様式）を提出させるものとする。

3 講習施設

受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして、講習の実施に可能な施設を確保しなければならない

い。

なお、受講者は、70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者が教室等の間を移動する距離が可能な限り短くなるようにするとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮するものとする。

4 講習用教材

教本、視聴覚教材等、普通自動車及び運転適性検査器材（以下「講習用教材」という。）については、高齢者講習実施要領の制定について（平成10年甲通達運教第42号。以下「高齢者講習実施要領」という。）に定める講習用教材と同等のものを整備するものとする。

5 講習の方法

講習は、次の方法で行うものとする。

(1) 講義

ア 講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令、高齢者の交通事故の特徴及びその防止策等について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うものとする。

イ 講義は、原則として講習指導員等（規程第3条第1号に規定する講習指導員又は規程第4条に規定する警察職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。ただし、実施機関の実情に応じ、高齢者講習の実施に関する規程（平成10年県公委規程第4号）第4条第3号及び第4号に掲げる要件をいずれも満たす者に限り、講習指導員等以外の者であっても講義を行うことができるものとする。

(2) 運転適性検査器材による指導

ア 実施方法

(ア) 運転適性検査器材による指導（自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導をいう。以下同じ。）については、動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査（以下アにおいて「検査」という。）を行い、検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

(イ) 検査は、補助者（講習指導員等の業務を補助する者をいう。）が行っても差し支えない。

(ウ) 検査の結果に基づく指導を行うに当たっては、他の受講者が検査を行っている時間の有効活用に努めるものとする。また、当該指導は、講義の時間に行っても差し支えない。

イ 視野等測定結果票の活用

視野等測定結果票（高齢者講習実施要領様式第2号）を受講者に交付し、当該受講者の視野等の状況を理解させるとともに、測定結果に基づき、安全

運転上のポイントについて、具体的な危険場面を挙げて指導を行うものとする。

(3) 実車による指導

ア 対象者

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）は、法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を保有する者で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者以外の者に対して実施するものとする。

イ 実車による指導の場所

原則としてコースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受講者の利便を図るため講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、安全上の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行うことができるものとする。

ウ 使用車両

実車による指導には、実施機関が提供する普通自動車を使用するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、受講者が持ち込んだ車両を使用することができるものとする。この場合においては、当該車両を用いて行う講習を受ける者に対し、実施機関が提供する普通自動車を用いる場合と手数料の額は同一であることをあらかじめ了知させるとともに、当該車両に簡易の補助ブレーキ等を設置する等の安全措置を講ずるものとする。

(ア) 受講者が身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合

(イ) 受講者から車両の持込みの申出があり、当該車両を用いて講習を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合

エ 課題等

実車による指導において実施する課題及びその履行状況の客観的評価に係る判断基準等は、高齢者講習実施要領別表第2のとおりとする。

オ 実施方法

実車による指導は、次に掲げる事項に留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うものとする。

(ア) 事前説明

実施前に、受講者に対し、課題の実施要領等に関する事項並びに道路交通法令に従った通行の方法及び適切な運転方法についての分かりやすい説

明を行い、理解させること。この場合において、当該説明に当たっては、運転評価票（高齢者講習用）（高齢者講習実施要領様式第3号）の裏面を活用すること。

(イ) 走行時間及び走行距離

受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこと。

(ウ) 課題の実施及び評価

高齢者講習実施要領別表第2に定めるところにより、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」をコース等の実情に応じて順不同で実施し、同表の判断基準に従い、運転評価票（高齢者講習用）を用いてその履行状況を客観的に評価すること。

(エ) 安全指導

課題終了後、受講者ごとに、課題の実施結果を踏まえた交通事故の防止に資する適切な運転方法等についての指導を行うこと。この場合において、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適等の不適切な運転行動についても個別具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

(オ) 順番待ちの時間を活用した映像教養等

- a 実車による指導の順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じ、視聴覚教材を有効活用する等して加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。
- b 実車による指導の順番待ちの時間に、講義又は運転適性検査器材による検査若しくは当該検査の結果に基づく指導を行うことができるものとする。

カ 実車の運転に支障がある場合の対応

受講者の体調、降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターでの代替措置を講ずるなど、できる限り受講者に運転操作の指導を行うものとする。

キ 細目的事項

前記アからカまでに定めるもののほか、実車による指導の具体的な実施要領については、県本部運転免許課長が別に定める。

(4) 指導に当たっての留意事項

受講者によって、認知機能や身体機能等に個人差があることを踏まえ、個々の認知機能等に応じた丁寧で分かりやすい講習の実施に努めるものとする。

6 講習終了証明書の交付等

- (1) 規程第7条の規定により特定任意高齢者講習終了証明書（講習規則別記様式第1号。以下「講習終了証明書」という。）を交付するときは、更新申請書又は免許申請書に講習終了証明書を添付しなければならないことを教示するものとする。
- (2) 講習終了証明書は、副本の作成を必ずしも必要としないが、受講者が亡失する等した際に再交付できるようにしておくこと。

第6 講習実施上の留意事項

1 講習の趣旨等の説明

事前説明において、講習の趣旨及び内容について十分な説明を行うものとする。

2 受講者への配慮

受講者は、一般に講習の受講に不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情や体調に配慮した対応に努めるものとする。

3 事故防止

- (1) 受講者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員等に特段の配慮をさせること。
- (2) 講習に係る事故に備え、実車による指導に使用する車両（第5の5(3)ウただし書の規定により受講者が持ち込んだ車両を除く。）については、対人賠償等の自動車保険に加入すること。

4 合同実施の際の留意事項

講習は、高齢者講習実施要領第6の4の規定に準じ、高齢者講習等と合同で実施することができるものとするが、臨時高齢者講習（法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者が受講する講習をいう。）及び運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。）の対象者は、政令で定める一定の違反をした者であることから、合同で実施する場合にはプライバシーの保護に留意すること。

5 講習終了証明書の保管管理

講習受託機関は、公安委員会の公印の印影が印刷された講習終了証明書を施錠設備のある場所に保管し、適正に管理しなければならない。

第7 特異事案等の報告

講習受託機関は、講習実施中における特異事案等が発生した場合には、特異事案発生報告書（高齢者講習実施要領様式第4号）により、その状況を本部長に報告するものとする。